

事務連絡
令和6年6月11日

各
〔 都道府県
保健所設置市
特別区 〕
衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課

「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の策定について（周知）

医療行政の推進については、平素から格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

近年、病院への入院や介護施設等への入所の際の手続支援、日用品の買物などの日常生活の支援、葬儀や死後の財産処分などの死後事務等について、家族・親族に代わって支援する、「高齢者等終身サポート事業」を行う事業者が増加してきています。

この事業は、死後のサービスを含み、契約期間が長期であること等の特徴があることから、利用者保護の必要性が高く、事業者の適正な事業運営を確保し、事業の健全な発展を推進するとともに、利用者の安心等を確保していくことが必要です。

今後、事業のニーズの増加が見込まれる中で、業務の内容が民事法や社会保障関係法に広くまたがることから、遵守すべき法律上の規定や、留意すべき事項等に関係省庁横断で整理し、今般、別添のとおり、「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」として策定しました。

つきましては、ガイドラインの内容について御了知いただき、管内の医療機関等に対して周知をお願いいたします。

【別添1】 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン（主なポイント）

【別添2】 高齢者等終身サポート事業者ガイドライン

【HP掲載先】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html#h2_free9